

令和4年10月泉南市農業委員会定例会

令和4年10月6日 午後1時30分
市役所本庁 2階 大会議室

・出席委員

(農業委員)

山下 博	宮内 栄作	杉野 榮一
東 和宏	池上 安夫	宮下 明
森谷 豊	中野 吉次	上野 寛治
馬場 定夫	田中 一寿子	

(推進委員)

西浦 賢二	山本 芳男	角辻 健二
-------	-------	-------

・欠席委員

(農業委員) 田中 秀和 藪内 與四男 伊藤 喜久

(推進委員) 岩本 和男 戎野 繁 吉積 弘行

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和4年10月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、田中秀和委員、藪内委員、伊藤委員より欠席の届出が出ております。出席委員については、14名中11名で過半数以上出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については、岩本委員より欠席の届出が出ております。戎野委員、吉積委員につきましては連絡いただいております。現在の出席は3名となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく申し上げます。

会長 こんにちは。皆様におかれましては、農繁期の忙しい中、泉南市農業委員会10月定例会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。さて、台風15号ですが、大変心配いたしました。何とか進路がそれ、被害は最小限度にとどまったと思っております。ただ、私の田んぼでは今年は肥料を余計にやりすぎまして、この台風で稲がベタこけしてしまい、畳のような状態になってしまいました。倒れた稲を起こして東

会 長 ねて縛りましたが、晩稲ですので早く刈ることもできないので、未だにそのままの状態です。この稲を機械で刈ろうにも機械が壊れてしまうという今年は本当に情けない秋でございます。

 本日は皆さんも収穫期で忙しいかと思っておりますので、出来るだけ簡潔に進めて参りたいと思っております。それでは、本日は議案が2件、報告案件2件でございます。最後まで慎重審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 それではこれより議事に入ります。

 まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

 泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、8番 池上委員、14番 田中一寿子委員をお願いいたします。

 以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和4年議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和4年議案第25号1件について朗読する。議案第25号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。〇〇委員よろしく申し上げます。

〇 〇 委 員 9月14日に事務局の方と現地確認いたしました。草が多くて、昨日も今日も見に行ってきたのですが、除草剤を撒いているような、いないような状態でした。

事 務 局 ありがとうございます。事務局の方から議案第25号につきまして補足説明させていただきます。当該農地は、生産緑地対象地です。所有権移転後も引継ぎ生産緑地対象農地として活用されます。譲渡人は84歳と高齢であり、生産緑地をあと2筆ほど所有されておりますが、解除する方向でおります。譲受人は花卉農家で、国版認定農業者です。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第25号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第25号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第25号は原案のとおりする許可することといたします。

会 長 続きまして令和4年議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和4年議案第26号2件について朗読する。議案第26号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1につきまして、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇 〇 委 員 報告いたします。①番②番とも今は玉ネギの準備をしております。

事 務 局 ありがとうございます。No. 2につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇 〇 委 員 こちらの件に関しましては、先月の案件にもありました譲受人が借りて大麦を耕作するという事です。譲渡人は、数年前に脳梗塞で倒れまして現在は車イス生活をしており、耕作は出来ないという事です。市から再三、草刈りの指導をしてはりましたが、解決には至っておりませんでした。この度、近隣住民より草が生えて困っているとのクレームがあり、それを伝えた所、借りてくれる方がいるなら、貸しても

〇〇委員 良いという事になりました。現在は草を刈っております。また、当該地は道路沿いで、空き缶がたくさん捨てられておりました。私が掃除しましたので現在は綺麗になっております。以上です。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第26号につきまして補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、被設定人は、農業塾第1期卒業生です。主に、玉葱を栽培しており、大阪版認定農業者です。

No. 2につきましては、長年に渡り遊休農地でありました。再三再四、指導文章を本委員会から送付しておりましたが、改善されることがありませんでした。この度、〇〇委員の働きにより、利用権設定するまでに至りました。被設定人につきましては、9月定例会の案件であった方です。〇〇市内にクラフトビールの醸造所を所有しており、原材料である大麦の栽培を行います。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 他にご質問ございませんか。

それでは質疑がないようですので、議案第26号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第26号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第26号は原案のとおり決定することといたします。

会長 次に、報告事項に入ります。令和4年報告第17号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 令和4年報告第17号1件について朗読する。報告第17号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

当該農地は、兄弟3人の名義であり、譲受人とは、親子・兄弟関係です。前所有者が転用の届出のないまま建物を建てており、農地法の手続きが行われておりませんでした。所有権移転する際に、地目が農地と知り、始末書添付のうえ届出されました。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第17号を終了します。

会長 続きまして、令和4年報告第18号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 令和4年報告第18号3件について朗読する。報告第18号につきまして事務局より作付け状況を報告させていただきます。

No. 1とNo. 2につきましては、夫婦であり、先ほどの議案25号の譲受人と同じ方です。夫婦で共有名義の農地を面積の半分ずつを納税猶予の対象地にしております。9月14日に〇〇委員と現地確認を行っております。全ての農地で、花卉栽培を行っております。

No. 3につきましては、9月14日に〇〇委員と現地確認を行っております。①番の農地については野菜、②番の農地については、果樹を植えており、それ以外の農地について、水稻を行っております。以上です。

会長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。

特に発言がないようですので、以上で報告第18号を終了します。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

職務代理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして10月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、11月9日（水）場所は、市役所別館 1階 大会議室1・2です。どうも長時間ありがとうございました。

午後1時53分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和4年10月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____